

韓国知的財産ニュース 2016 年 3 月後期

(No. 315)

発行年月日：2016 年 4 月 4 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、3 月 15 日から 31 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法改正 - 損害額の立証に係る証拠提出の強化 (2016. 3. 25.)
- 1-2 特許法の一部改正 (2016. 3. 29.)
- 1-3 知識財産権の不当な行使に関する審査指針改正案の施行 (2016. 3. 30.)

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、知的財産サービス業実態調査の結果を発表 (2016. 3. 17.)
- 2-2 特許庁、国際知財権紛争の予防に向けた支援事業を拡大 (2016. 3. 18.)
- 2-3 特許庁、公益弁理士特許相談センターを強化 (2016. 3. 28.)
- 2-4 特許庁、第 7 回地域知的財産政策協議会を開催 (2016. 3. 29.)
- 2-5 国立種子院、国内育成品種の知財権活用策を推進 (2016. 3. 29.)
- 2-6 特許庁、台湾の知的財産情報を民間に公開 (2016. 3. 30.)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 中国で韓国製化粧品のパクリが大量流通 (2016. 3. 28.)
- 3-2 特許庁、過去最大級の模倣品流通業者を摘発 (2016. 3. 31.)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 韓国、国際知的財産指数の商標分野で 2 年連続 1 位 (2016. 3. 16.)
- 4-2 特許庁、中国に強い商標のための教育課程を開設 (2016. 3. 24.)

その他一般

- 5-1 ミリメートル波に関する特許出願が増加 (2016. 3. 16.)
- 5-2 韓国における人工知能関連技術の特許出願動向 (2016. 3. 21.)
- 5-3 韓国の標準特許、世界トップ 5 入りを達成 (2016. 3. 24.)

法律、制度関連

1-1 特許法改正 - 損害額の立証に係る証拠提出の強化

韓国特許庁(2016. 3. 25.)

- これからは特許を侵害すれば、大金を弁償しなければならなくなる見通しだ。特許庁は「特許侵害及び損害額の立証を容易にする特許法改正案が3月22日国務会議を通過し、3月29日に公布される予定であり。これによって、特許侵害者の損害賠償責任が大幅に強化される見通しだ」と発表した。改正法は公布後3ヵ月後の6月30日から施行される予定だ。

- 今回改正された特許法の主な内容は次のとおり。
 - 第一に、侵害及び損害額の立証に必ず必要な証拠であれば、当事者の営業秘密に該当する資料であっても閲覧制限を条件に提出を強制できるようになった。特許侵害訴訟においては、侵害者の生産マニュアルや売上帳簿等、企業の営業秘密に該当する資料が必要な場合が多くある。これまでは、企業が営業秘密だと主張すると提出を強制することが難しかったが、今回の改正により、判事、弁護士等に閲覧者を制限するという条件付きで関連資料の提出を強制できるようになった。

 - 第二に、侵害者が資料提出命令に応じなければ裁判部は特許権者が主張する事実をそのまま認められるようにした。例えば、侵害者が売上利益が記載された帳簿の提出命令に応じない場合、特許権者が主張する侵害者の売上利益額をそのまま認めて損害賠償を認めることができるようになる。

 - 第三に、損害額の算定と関連して裁判所が鑑定を命じた場合、関連資料を提出した当事者は鑑定人に資料の内容について説明しなければならない義務が新設された。証拠資料が提出されるとしても、その資料の内容を把握するためには、作成者の説明が必要となる。特に複雑な会計帳簿の場合は、作成者でないと分からない表記や暗号があり、なおさらだ。

 - 第四に、デジタル資料も資料提出命令の範囲に属するように明文化した。

- これまで、特許侵害の立証が難しく、損害賠償額が低かったため、中小企業が技術を奪い取られても実質的な補償は難しいという指摘があった。また、低い補償額は、

特許を担保にする技術金融が活性化できない要因ともなり、企業が技術の取引よりは技術の横取りを狙う原因となってきた。遅ればせながら、今回の法改正により、知的財産権における好循環構造が定着し、ベンチャー起業と創造経済がさらに活性化するものと評価されている。

- * 特許侵害訴訟における損害賠償額の中央値： 韓国 5 千 9 百万ウォン (2009~2013 年)
米国 49 億ウォン (2007~2012 年)

- 特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「法律の改正より適用がもっと重要なので、裁判所は改正法の趣旨を生かして積極的に適用してくれることを望んでおり、さらに、この 3 年間法改正のためにご尽力くださった国会の世界特許 (IP) ハブ国家委員会や学界、業界、法曹界等、各界の専門家の方々のご協力に感謝を申し上げます」と述べた。

1-2 特許法の一部改正

韓国特許庁 (2016. 3. 29.)

特許法の一部改正 (法律第 14112 号) が 2016 年 3 月 29 日付で公布されましたので、お知らせします。

□ 改正理由

特許権者が特許権を放棄し、又は特許拒否決定等が審判により取り消された場合に、特許料と審判請求料等の返還を受けられるようにして特許料と手数料の仕組みを合理的に改善する一方で、特許侵害訴訟において、法院の証拠提出命令の対象範囲を書類から資料に拡大するとともに侵害行為に対する立証資料を含めるようにすることで、実体的真実の発見に貢献することを目的とする。

□ 主要内容

- イ. 特許権を放棄し、又は特許拒絶決定が取り消された場合等において、特許料又は審判請求料等を返還するように改める (第 84 条第 1 項第 6 号から第 11 号まで新設)。
- ロ. 損害額の算定のために法院が鑑定を命じた場合、鑑定人に必要な事項を説明することを当事者に義務付けた (第 128 条の 2 新設)。

- ハ. 特許侵害訴訟において、法院の証拠提出命令の対象範囲を書類から資料に拡大し、侵害に対する証明資料を含めるように改正するとともに、証拠提出命令に応じなかった場合、当該資料の記載によって証明しようとする事実に関する主張を真実なものとして認められるようにした(第 132 条)。
- 施行日：公布の日より 3 カ月が経過した日から施行する。

1-2 知識財産権の不当な行使に関する審査指針改正案の施行

公正取引委員会(2016. 3. 30.)

1. 改正背景

- これまで、現行の審査指針のうち「事実上標準特許」に対する規制が特許権の行使を過度に制限しかねないとの意見が提起された。

○事実上標準特許(de facto SEP)は、正常の市場競争の結果、関連業界で標準のよう
に利用される技術であることを踏まえると、

○標準化機構(SSO: Standard Setting Organization)等が特許権者の自発的な FRAND
確約*を前提に、標準として採択した標準必須特許と同様に規制するのは適切で
はないとの意見。

* 通常、標準化機構は特許保有者に対し、当該特許が標準特許に含まれることを
前提に、公正かつ合理的で非差別的な条件で実施許諾する旨の確約(FRAND 確約;
Fair, Reasonable and Non-Discriminatory)を宣言することを求める。

- その他に、審査指針の目的を「自由かつ公正な競争の促進」に変更し、特許実施許
諾の拒絶に関する不当性の判断基準を明確にする一方で、競争制限性の判断と直接
関連のない一部の規定を整備する。

2. 主な改正内容

(1) 「標準技術」、「標準必須特許」の定義改正及び「事実上標準特許」の規制補完

○ 標準技術の定義を標準化機構等が選定した標準に限定する。

一標準必須特許の定義も標準技術として採択されたため、特許保有者に自発的な
FRAND 確約が要求される特許に規定する。

- 事実上標準特許 (de facto SEP) については、標準必須特許 (SEP) と区分して不当性の判断基準を適用する。

ー事実上標準特許について、標準特許と同一の判断基準を適用する関連条項は整備・削除する。

(2) 「目的規定」及び「特許ライセンス時の不当な条件賦課」条項の一部改正

- 審査指針の目的について、自由かつ公正な競争の促進と明確に提示する。
- 特許ライセンス条件に関する紛争の際、仲裁機関・規則等を規律する条項は競争制限成果と直接関連がないため削除する。

(3) 「不当な実施許諾の拒絶」規定の補完

- 一般的な特許保有者による実施許諾の拒絶の不当性の判断基準を明確に規定する。

ーライセンス拒絶の意図や目的、競争制限性、当該特許技術の代替可能性等、市場競争に欠かせない要素であるかどうか等を考慮して不当性を判断する。

3. 期待効果

- 標準技術及び標準必須特許の定義規定を補完して標準必須特許 (SEP) 関連規制を合理的に改善することにより、革新的な企業の正当な特許権の行使を促す一方で、
 - 知的財産権の不当な行使に対する公正取引法執行の予測可能性も高まるものと期待される。

関係機関の動き

2-1 特許庁、知的財産サービス業の実態調査結果を発表

韓国特許庁(2016. 3. 17.)

特許庁は、2015年知的財産サービス実態調査の結果、知的財産サービス企業当たり売上額は一般のサービス業より83%高く、従業員1人当たりの売上高も6.5%高いことが調査から分かったと発表した。

実態調査¹は、特許庁と韓国知識財産サービス協会が韓国著作権委員会の協力を得て、2014年度に制定・承認された知的財産サービス産業の特殊分類²*を基盤に実施した。

* 知的財産サービス活動による7の大分類、13の中分類及び17の小分類に区分

これまで知的財産サービス産業*は、統計調査の範囲が産業財産権サービス**を中心に構成され、知的財産サービス産業の現況の正確な反映が困難だった。これからは、知的財産サービス実態調査により統計の基盤が整えられ、関連産業に対する体系的な育成政策の作成が可能になると期待されている。

* 知的財産サービス産業 : 産業財産権及び著作権の関連サービスを全て含む。

** 産業財産権サービス: 特許(実用新案を含む)、商標、デザイン、営業秘密に係るサービスのみを含む。

▲ 知的財産サービス企業の売上³関連調査の結果

2014年度、知的財産サービス事業の売上高は計4兆8,556億ウォンと推定され、このうち、産業財産権関連の売上高は約1兆7,913億ウォン、著作権関連の売上高は約3兆642億ウォンであることが調査から明らかになった。これは、統計庁(2014年時点)が発表した一般サービス業の売上高1,478兆ウォンの0.3%程度であるが、企業当たり平均売上高は9億9,438万ウォンと、一般サービス業の事業体当たり売上高5億4,400万ウォンと比べると83%高く、付加価値がより高いことが分かる。

産業特殊分類に基づいて区分すると、知的財産の流通業*の売上の割合が41.5%と最も高く、知的財産情報サービス業(30.4%)、知的財産法律代理業(15.0%)、知的財産創出支援及び出版、施設運營業(7.4%)の順だったが、これを企業当たり平均売上の面から見ると、知的財産金融・保険業が55.9億ウォンと最も高く、知的財産流通業(53.3億ウォン)、知的財産法律代理業(7.9億ウォン)、知的財産情報サービス業(7.4億ウォン)の順となる。

* 知的財産流通業は映画、ビデオ物及び放送番組の配給等、知的財産関連著作物等を消費者に流通する(卸・小売業含む)産業活動を意味

▲ 知的財産サービス業の従事者関連調査の結果

¹ 標本抽出は、各中分類別比例配分を通じて抽出し、標本誤差は95%の信頼水準で±4.36%pだ。
² 著作権委員会が提供した著作権産業統計を反映し、関係省庁(知財委、文化体育観光部、特許庁、統計庁、著作権委員会、牧園大学、KAIPS)の協議や専門家会議の結果を通じて特殊分類体系を導出
³ 本調査の売上及び人員の統計は、産業特殊分類による中分類別基準による企業が知的財産と関連した事業を通じて得た売上及び知的財産と関連した事業に必要な業務をしている人員に限定して調査された結果である。

知的財産サービス業務を遂行している人数は計3万3千人で、知的財産サービス企業当たり平均6.8人の人材を保有していることが明らかになった。これは、統計庁(2014年時点)が調査した一般サービス業の従事者数1,067万人の0.3%程度であるが、1人当たりの売上高は1.47億ウォンで、一般サービス業の1人当たりの売上高の1.38億ウォンより6.5%高く、高付加価値産業であることが分かった。

知的財産サービス業務遂行人員を産業特殊分類によって区分すると、知的財産情報サービス業分野が31.5%と最も高く、知的財産流通業(26.0%)、知的財産法律代理業(21.7%)、知的財産創出支援及び出版、施設運営業(9.3%)の順だった。これを知的財産サービス業務遂行人員一人当たり平均売上の面から見ると、知的財産流通業が2.3億ウォンと最も高く、知的財産情報サービス業(1.4億ウォン)、知的財産創出支援及び出版、施設運営業(1.2億ウォン)、知的財産法律代理業(1億ウォン)、知的財産コンサルティング・教育及び広報業(1億ウォン)の順となる。

▲ 知的財産サービス企業の見通し

今後、知的財産サービス企業の売上が持続的に成長すると予測した企業は35.5%であるのに対し、売上が減少すると予測した企業は13.0%に過ぎず、多くの企業が売上の増加を見込んでいることが分かった。また、2年以内に知的財産サービス人材の補充計画がある企業は38.9%であるのに対し、人員削減の計画がある企業は1.9%に過ぎず、補充予定の人員は1.19万人と推定された。

また、企業各社は、知的財産サービス市場の成長に向けた取り組みについて、企業に対する政府の投資支援(57.9%)、専門人材の養成及び雇用支援(36.8%)、事業の代価の現実化及び適正収益性の保証(31.0%)等が必要だと認識していることが調査から分かった。

これを受けた特許庁は、知的財産ビジネスの活性化及び知的財産中小企業の資金調達のために150億ウォン規模のIPプロジェクト-知的財産サービス企業連携ファンドを造成する計画であり、税金減免業種に知的財産サービス産業を反映させるための租税特例制限法改正等、政策面での支援について関係機関と継続して協議していく計画であることを明らかにした。

2-2 特許庁、国際知財権紛争の予防に向けた支援事業を拡大

韓国特許庁(2016.3.18.)

#事例1: 「(株)ヒョプジンコネクタ」はアンテナ接続端子を製造する中小企業で、2014

年に特許庁の「国際知財権紛争の予防コンサルティング支援事業」に参加した。海外のライバル社の特許を分析して紛争を避けられる製品を開発し、中国等に輸出した結果、2015年一年間で約80億ウォンの新たな売上を上げた。

事例2: スマートフォンのアクセサリメーカーであるA社は、台湾への進出を準備していたところ、現地のブローカーによって商標を先取り登録され、輸出に困難を抱えた。しかし、同社は「K-ブランド保護コンサルティング」を活用し、ブローカーの先登録商標を取消させ、輸出に拍車をかけることができた。

最近になって、韓国中小企業の多くが輸出の際に発生する知的財産権紛争に適切に対応できず、輸出ができなくなる等、海外進出に困難を抱えている。

特許庁は、このような現実を踏まえ、中小・中堅企業が海外の知的財産権紛争に備え、現地でのあい路を解消できるよう「国際知財権紛争の予防コンサルティング」の支援を拡大する計画だ。

- * コンサルティング支援規模: (2015)76億ウォン、348社→(2016)90.2億ウォン、約430社
- * コンサルティング総費用の70%を支援(中小企業基準、中堅企業50%)、最大28百万ウォン限度

輸出企業に対し、海外ライバル社との特許紛争の危険を分析して関連情報を提供し、紛争が発生する際にも警告状の対応から交渉や訴訟等に必要な対応戦略を支援する。

また、中国、ベトナム等、韓流が流行っている地域で商標ブローカーが先取りした商標の取消、無効、交渉を通じた回収等の法的サービスはもちろん、輸出企業の商標の現地化コンサルティングも提供する予定だ。

特許庁のパク・ソングン産業財産保護協力局長は「海外進出をしようとする中小・中堅企業が特許庁の支援事業を通じて、知的財産権の紛争という輸出の壁を克服することを望む。オンラインやSNS広報及び需要の発掘にも積極的に取り組み、より多くの企業が活用できるようにしたい」と話した。

2-3 特許庁、公益弁理士特許相談センターを強化

韓国特許庁(2016.3.28.)

A氏は屋外で手軽に使える「使い捨ての炭火焼き器セット」を開発し、特許権を

獲得した。しかし、強い資本力を持つ競合会社が提起した特許無効審判によって、事業は廃業の危機に置かれてしまった。幸いなことに、A氏は公益弁理士センターで無料で支援する法律サービスを受けて、特許無効審決取消訴訟で勝訴し、事業を順調に進めている。

特許庁は、このように困難を抱えている零細企業等を積極的に支援するために、公益弁理士による産業財産権の法律救助支援事業を拡大する計画だ。特許侵害や技術奪取が発生しても高額な訴訟費用がかかることから、適切な対応をすることができない場合が多いためである。

特許庁が運営している公益弁理士特許相談センターでは、現在12人の弁理士が小企業、基礎生活受給者、障害者等、社会的弱者のために、特許出願から紛争への対応まで産業財産権全般に関する無料法律サービスを提供している。

去年は16,000件余りの産業財産権の相談、900件余りの出願明細書等書類の作成、約50件の特許審判及び訴訟の代理、約30件の損害賠償請求等の民事訴訟の費用を支援した。

今年からは特許審判と特許法院訴訟の代理の支援を前年の2倍に拡大する予定であり、特に商標ブローカーの商標権濫用による被害者を救済するための審判・訴訟の代理の支援を新たに推進する計画だ。

特許庁のナム・ヨンテク産業財産保護支援課長は「まだ、知的財産権分野で公益弁理士特許相談センターがあることを知らない人が多い。社会的弱者のために、公益弁理士特許相談センターで提供する無料法律サービスを積極的に活用する必要がある」と述べた。

2-4 特許庁、第7回地域知的財産政策協議会を開催

韓国特許庁(2016.3.29.)

特許庁は、地域の知的財産活性化による地域経済の発展を図ろうと、3月30日、政府大田庁舎にて17の公益自治体と共に「第7回地域知的財産政策協議会」を開催する。

特許庁では、地域の中小企業を支援するために、2004年から全国に30カ所の知識知的財産センター(RIPC)を運営している。特許庁は、同センターの効率的な運営策について議論し、中央・地方間の協力体制の構築を通じて地域の知的財産の活性化を実現しようとして、公益自治体とともに2013年から年2回「地域知的財産政策協議会」を開催してい

る。

特に、今回の政策協議会では、従来の IP スター企業育成事業の他に、地域戦略産業に属する有望 IP 企業を集中的に育成するために、IP 模擬投資大会や中核 IP を基盤とする新成長事業の育成コンサルティング、関係機関との連携による特許技術商品化の支援等、新しいモデル事業の導入について議論し、関連自治体の協力を呼び掛ける計画だ。

また、これまで知的財産の権利化等、知財の創出に重点が置かれてきた事業の方向を知的財産の活用及び保護分野まで拡大し、地域知識財産センターのコンサルタントによる専門コンサルティングを通じて同センターを地域の総合 IP サービス機関として育成する計画を明らかにする計画だ。

特許庁のイ・ヨンデ次長は「今後、各地域の企業が便利に知財分野の支援を受けられるように、地方自治体や関係機関と緊密なネットワークを構築していくつもりだ」と述べた。

2-5 国立種子院、国内育成品種の知財権活用策を推進

農林畜産食品部 (2016. 3. 29.)

- 国立種子院は、韓国産品種の国内外実施現況の調査結果を共有し、事業化の成功ノウハウを提供するため、3月29日「知的財産権担当者共同研修会」を開催する。
 - ※「実施」とは、保護品種の種子を増殖・生産・調剤・譲渡・貸与・輸出入、展示する等の行為
 - 同共同研修会には、農村振興庁及び各道技術院、種苗業界、民間育種家、出願代理人、生産農家等、植物知的財産権関連業務の担当者ら100人余りが出席する予定だ。
- 知的財産権担当者共同研修会は、品種保護登録品種のうち、ロイヤルティを創出した実施事例を共有する場であり、今後の効果的な管理と実用化率向上策について論議される予定だ。
 - 特に、国内の育種家らが出願を希望している欧州、アジア、南米等に進出した花卉、野菜及び果樹品種の出願方法と代理人選定、実施方法等、実質的な知的財産の活用結果が紹介される。
 - さらに、海外出願を準備中又は輸出市場の拡大を目的としている国内の育種家及

び種子業者、研究機関にとっては有用な情報交流及びネットワーク構築の機会になる見通した。

- 国立種子院の関係者は「品種保護制度の効率的な運営と国内の優秀な育種技術を土台に、海外でも認められる国産品種が持続的に増えるだろう」と期待を示した。
 - 国立種子院は、植物品種保護制度運営機関として新品種出願・登録だけでなく、育成仮権利保護に向けた品種保護侵害紛争への対応及び相談センターを運営しており、
 - 新品種開発費及び海外出願費の支援等、多様な育種家支援事業を通じて、新品種育成の活性化に努め、毎年大韓民国優秀品種賞授賞を通じて国内育成品種の優秀性を発信している。
- ※ 民間育種家による新品種育成の支援:新品種開発費(4百万ウォン/品種)、海外出願費(5百万ウォン/品種)

2-6 特許庁、台湾の知的財産情報を民間に公開

韓国特許庁(2016. 3. 30.)

特許庁は「出願人法人情報」及び「台湾の知的財産情報」を特許情報活用システム、キプリスプラス(KIPRIS^{Plus}、plus.kipris.or.kr)を通じて3月31日付で民間に提供すると明らかにした。

今回提供される「出願人法人情報」には、出願人(法人)の出願人名、法人登録番号、事業者登録番号、出願人コード*等の情報が含まれている。

*出願人コード: 出願人情報の管理のために、出願人に付与する12ケタの固有識別番号

出願人名や出願人コード等の出願人情報については既に民間に開放しているが、このような情報だけでは正確な企業の識別が難しく、企業別特許の現況や技術動向の分析には限界があるという意見がユーザーから出ている。

このような意見を聞き入れ、新たに開放される「出願人法人情報」には産業界全般において通用される出願人の法人登録番号及び事業者登録番号を含めることで、特許情報と企業及び産業情報間の連携分析の利便性が大きく向上すると期待される。

「出願人法人情報」と共に提供される「台湾の知的財産情報」には、中国語繁体字で作成された特許、実用新案、デザイン、商標の公報及び英語と中国語簡体字に翻訳された特許のまとめ情報(抄録、書誌事項*)等が含まれている。

*書誌事項：発明の名称、分類情報、出願番号、出願日、公開番号、公開日等

韓国企業は「台湾の知的財産情報」を活用することで、台湾の特許、実用新案、デザイン、商標等、知的財産の出願・登録現況を一目で把握できるだけでなく、台湾の競合会社の特許・技術の動向をより容易に分析できるようになった。

また、今回開放される「出願人法人情報」及び「台湾の知的財産情報」は、民間部門で自由に再加工できる原始資料(raw data)の形で配布される。そのため、法人番号を基に特許情報と企業情報を連携する新しい融合商品や台湾の知的財産情報を追加した検索サービス等、多様な知的財産商品及びサービスの開発による付加価値の創出の効果が期待される。

特許庁の関係者は「今後も引き続き、知的財産情報に対する民間のニーズを把握し、顧客に必ず必要な国内外特許情報を速やかに開放するよう努力する」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 中国で韓国製化粧品のパッケージが大量流通

デジタルタイムズ(2016.3.28.)

中国最大オンラインショッピングモール、タオバオでは「イニスフリ基礎セット」の偽物が72人民元(正規品価格240人民元)で販売されている。同偽物はパッケージと商品構成等、見分けがつかないほどほぼ本物と同じだ。

中国内の化粧品販売店でも雪花秀(化粧品のブランド名)の容器にブランドの英語表記を「Sulwhasoo」ではなく、「Sulansoo」に、包装ボックスには製造会社名「アモーレパシフィック」を「アモーレピヨシフィック」に巧みに変えた偽造品が摘発された。

韓国製化粧品のパクリの製造・販売



▶ (英語) Sulwhasoo→Sulansoo (漢字) 雪花秀→雪薄秀

＜中国で販売されている雪花秀模倣品(右)と正規品(左)、資料：関税庁＞

中国国家工商行政管理総局によると、中国現地のオンライン上で流通される化粧品のうち、偽造品の割合は約40%に達する。これらの偽物は正規品価格の25%水準で販売されている。

このような中国における偽物の大量流通を受け、国内化粧品メーカーは正規品の保護に乗り出した。中国で認知度の高いアモーレパシフィックは、今年初め、自社製品の偽造品取り締まりのために、アリババと知的財産権保護に関する業務協約(MOU)を締結した。両社は、偽造品関連情報を共有すると同時に、ティモール等で販売中のアモーレパシフィックのブランドに対する調査・監督等を共同で行うことにした。また、リアルタイムモニタリングも並行する。

アモーレパシフィックは、オフラインにおいても訪問販売や転売屋等を通じて偽物が流通されることを受け、流通チャンネルを一本化することにした。

同社の関係者は「中国法人に偽造品専門担当対応チームを構成し、偽造品販売者に対しては行政処分だけでなく、事案が重大な場合は刑事告発する等、厳しく対応する方針だ」と話した。LG生活健康は、容器のデザインを複雑にして偽物に対応するという戦略だ。同社は漢方化粧品「后(フ)」、「su:m(スム)37」等の容器のガラス部分、蓋の金属装飾、蓮の花等の彫刻を精巧に作って模倣を困難にした。

中小の化粧品メーカーは特殊製作されたホログラムを製品に付着したり、専門企業と提携して正規品タグを付ける方法で対応している。

「馬油クリーム」を生産するクreasコリアは、正規品認証ヒドゥン・タグを製品の下段に付着し、アプリを利用してリアルタイムで本物かどうかを確認できるシステムを構築した。中国で「パク・ソジュンマスクパック」で有名な「ザ・宇宙」と美白化粧品として人気を集めているジェイジュンコスメティックは、国内の新素材企業ナノブリックが開発した偽造防止ソリューションエムタグ (M-Tag) を採用した。ホログラム、QR コード、RFID、蛍光インク等は容易に複製され、本物の確認に複雑な道具が必要だが、エムタグは販売促進用のゴム磁石を近づけると色が変わり、純正品かどうか分かる。

政府も中国内偽物の流通遮断に努めている。関税庁は今年 22 日、輸出支援総合対策を発表し「逆直購(海外直接購買)の通関認証制」を導入することにした。同制度は、韓国の製造会社が生産した正規品が税関の通関手続きを踏んだという事実を認証する制度であり、QR コードを通じて本物かどうかを確認することができる。関税庁は今年 6 月から、オンライン逆直購物品を対象に同制度を施行する計画であり、化粧品の他人気消費財輸出品に拡大する案を検討している。

パク・ミヨン記者 mypark@dt.co.kr

3-2 特許庁、過去最大級の模倣品流通業者を摘発

韓国特許庁(2016. 3. 31.)

有名ブランド(ルイヴィトン、シャネル等、30 余りのブランド)を盗用した偽造品(カバン類、財布類、時計、サングラス、衣類等 15 品目)を国内最大規模で流通・販売してきた業者が特許庁の商標権特別司法警察(以下「特許庁特司警」)により逮捕された。

特許庁特司警は、中国製偽造品の国内供給ブローカーのチャン氏(45 歳)と管理ブローカーのキム氏(32 歳)、販売ブローカーのパク氏(31 歳)等 3 人を商標法違反の容疑で拘束し、彼らから偽造品の供給を受けて販売してきた卸・小売業者、ジ氏(33 歳)等 20 人を商標法違反の疑いで在宅起訴したと 31 日明らかにした。

特許庁特司警によると、チャン氏らは 2014 年 4 月から 2016 年 1 月まで広州市双村洞所在の住宅街に事務所を構え、全国の 20 余りの卸・小売業者を通じて偽造品約 15 万点(正規品価格 3,200 億ウォン相当)を流通・販売した疑いを受けている。

これは特許庁特司警が創設(2010 年 9 月)されて以来、流通物品の金額が国内最大規模となるもので、今回の取り締まり前までは 650 億ウォンが最大規模だった。

特許庁特司警は2016年1月20日の事務所と物品の倉庫等に対する取り締まりを行い、それまで流通・販売できず保管中だった偽造品約2万2千点(正規品価格314億ウォン相当)を押収した。

調査の結果、容疑者らは事務所の近くに物品倉庫を設け、中間販売業者に宅配で物品を配送したこと、彼らから偽造品の供給を受けた全国の20余りの卸・小売業者はインターネットカフェやカカオストーリー等を通じて流通し、一部の販売業者は実店舗の販売店を運営してきたこと等が明らかになった。

これまで容疑者らは、親戚等の名義を利用して自分の身分を隠し、SNS等を通じて密かに連絡する等、取り締まりを避けてきた一方で、高級マンションに住み、高価な輸入車に乗る等、贅沢な生活をしてきたことが明らかになった。

特許庁特司警は卸・小売業者を対象に、偽造品の販売売場や保管倉庫等がさらにあるものと推定し、余罪を調査中だ。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「今回の取り締まりは、特許庁特司警の創設以来、過去最大規模となる偽造品流通組織を摘発したという点で大きな成果といえる」とし、最近オンライン上における違法取引が頻発している状況なので、今後、モニタリングを強化して大規模かつ常習的な偽造品の流通行為を集中的に取り締まる計画」であることを明らかにした。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 韓国、国際知的財産指数の商標分野で2年連続1位

韓国特許庁(2016. 3. 16)

韓国が国際知的財産指数の商標分野で2年連続世界1位となった。

特許庁は3月16日、米国商工会議所傘下のグローバル知識財産センター(GIPC: Global IP Center)が発表した「2016年国際知的財産指数」商標分野の評価において、米国と共同で1位に登ったと発表した。

* 国際知的財産指数:国の知的財産の保護及び執行に関する能力を測定・評価する指標。

韓国は、商標分野の5つの評価項目(項目別満点は1点)5点満点で計4.75点を獲得し、

世界 1 位の座を守り続けた。

商標分野の評価基準及び韓国評価の結果	
1. 商標権保護期間	1 点
2. 商品の包装にブランドを表記できる権利者の権限を不当に制限しているかどうか	1 点
3. 登録有無とは関係なく、商標を使用した場合、商標権の保護の可否:保護要件	1 点
4. 無断使用の防止に向けた法的手続き及び手段の存在の有無	0.75 点
5. 模倣品のオンライン販売を禁止するための制度の存在の有無	1 点

今回の報告書は、評価対象国 38 カ国に対する知的財産権の保護水準及び環境の評価、改善事項等の情報を提供しており、2015 年評価対象国の法令、報告書、指針及び政策、研究報告書、法曹界の判例と学術資料等を基に評価が行われた。

特許庁はこのように商標分野が世界 1 位を 2 年連続維持できる要因として、知的財産の創出・保護・活用システムの先進化の一環として、昨年 1 年間特許庁が実施した諸施策のうち、使用していない商標に対する商標登録の取消審判を誰でも請求できるように請求人の範囲を拡大し、先出願登録商標の類似の可否の判断時点を登録の決定時点に変更する等、出願人の利便性の向上と商標法の国際的調和に焦点を合わせた商標法全部改正を主な理由に挙げている。

また、商標ブローカーに対する常時モニタリング・被害通報サイトの運営や悪意のある模倣商標の出願に対する厳格な審査、商標関連手続きの簡素化及び出願人の利便性向上に向けた「シンガポール条約」の加盟等を積極的に推進したことが、高い点数の獲得に寄与したと分析している。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「韓国は、商標出願世界 4 位で先進 5 カ国協議体を主導しており、今回の GIPC の発表を通じて韓国が商標出願量だけでなく、商標関連法・制度及び保護においても世界最高水準であることが立証された。これは特許庁が創造経済の土台となる知的財産制度の持続的な改善に取り組んできた結果であり、これからもより公正で合理的な商標制度の構築及び先進化を主導していきたい」との意気込みを示した。

4-2 特許庁、中国に強い商標のための教育課程を開設

韓国特許庁 (2016. 3. 24)

特許庁は、中国で商標侵害等で悩まされている企業のあい路事項を反映し「中国に強い商標」教育課程を実施する予定だ。

最近中国では、韓国の商標を無断で出願した後、企業に金品を要求する商標ブローカーが増えている。実際に2015年に受け付けられた174件の知財権侵害に関する相談のうち、167件(96%)が商標侵害だった。その中には韓国の商標約500件を無断登録した企業型ブローカーのケースも確認された。韓国では自分の商標なのに中国では他人の商標になることもあり得るのだ。

国内で商標権を保有していても、中国で保護を受けるためには現地で新たに出願しなければならない。しかし、このような事実を知らずに中国に進出する企業がまだ多いのが現状だ。巨大市場である中国の知的財産権制度に関心を持たなければならない理由である。

特許庁で今年初めて開始する「中国に強い商標」教育課程は、徹底した需要者中心の教育となる。企業が時間と場所を選択すると、特許庁で需要者の特性に合わせた最適の教育内容を設計して進行するという仕組みだ。

教育課程には、四半期別の定期教育と随時教育がある。定期教育では業種別の専門協会と協力して産業の特性に合う教育を提供する。教育時間も最も要望の多い1~2時間以内に最適化した。今年は衣類・フランチャイズ・食品・化粧品協会の順で行われる。随時教育は、個別企業の要請がある度に出張型・オーダーメイド型の教育に開設される。

教育内容は、中国の知的財産権の環境及び制度の特性、韓国企業に有利な制度及び活用戦略、韓国政府の中国進出企業に対する支援政策、各種侵害対応マニュアル等、企業に必ず必要な内容を中心に構成される。

その他一般

5-1 ミリメートル波に関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016.3.16.)

今年4月、2.1 GHz帯域の周波数競売で移動通信会社各社は、数兆ウォンの落札代金を使用すると予測される。移動通信会社各社は、膨大な費用を甘受してでもサービス品質で優位を占めるため、周波数の確保競争を繰り広げられている。このような状況で周波数の確保競争に解放できるミリメートル波帯域に関する関心が高まっている。

ミリメートル波(ミリ波)とは、波長の長さが数ミリメートル(mm)で、周波数の範囲が30 GHz以上300 GHz以下の電磁波を総称する。このうち、特に周波数の範囲が57 GHzから64GHzであるミリ波は現在、韓国の周波数分配表上、別途の用途が指定されておらず、当該周波数帯域の広い帯域幅を活用した超高速通信が可能のため、関連技術を取捨する特許出願が増加している。

特許庁によると、2010年以前は20件前後だったミリ波の関連技術の出願が2010年以降は2倍以上増加したという。これは、次世代超高速データ通信の有望技術としてミリ波技術が産学研の高い関心を集め、それによって関連団体の標準化作業も活発になったためだ。

出願人別の出願動向を分析してみると、外国企業が37%と最も高い割合を占めており、次いで研究所が29%、大企業と大学がそれぞれ12%を占めており、未来の源泉技術といえるミリ波技術を取捨するための国内外の企業及び産学研の間での激しい競争がうかがえる。

出願技術を分析してみると、2010年以前はほとんどミリ波帯域の電波送受信機及び部品技術にとどまっていたが、2010年以降はアンテナビーム⁴(beam)の精密制御、ハンドオーバー⁵、電力低減等、通信の重要技術が集中的に出願されている。

特許庁の関係者は「ミリ波の関連技術は超広帯域に起因した超高速データ伝送を可能にする、飽和状態にある電波資源の最後ブルーオーシャンであって、源泉技術を確保するための国内外企業の激しい競争が予想されるだけに、国家競争力の強化に向けた関連技術の源泉特許の確保が切に求められる」と強調した。

5-2 韓国における人工知能関連技術の特許出願動向

韓国特許庁(2016.3.21.)

世界の高い関心を集めた人工知能アルファ碁とプロ囲碁棋士、イ・セドル9段の歴史的な対決は、韓国の産業技術界に多くの示唆を与えた。人間がコンピューターに敗北したという恐怖を感じるよりは、グーグルディープマインドが開発したアルファ碁の技術力に驚くとともに、韓国の人工知能の現在の技術水準に対する疑問も高まっている。アルファ碁の主要技術は、深層神経網(Deep neural network)と高級ツリ

⁴ ビームは通信に使用される電波の放射パターンを意味し、減殺が多くミリ波帯域の特性上、通信のためのビームの精密制御は不可欠である。

⁵ サービスされていた移動端末が特定基地局のサービス地域を外れた場合、端末機が周辺の基地局の新たなチャンネルに自動同調され、通信状態を持続的に維持させる技術。

ー探索(Tree Search)を利用して自ら学習するマシンラーニング(Machine Learning)アルゴリズムと知られている。

特許庁によると、人工知能に係る国内特許出願を自然言語検索*方法で分析した結果、過去10年(2006年～2015年)間の特許出願は計2,638件と、年平均約5%ずつ増加した。

* 自然言語検索: 文章単位で検索できる検索方法で「人工知能、マシンラーニング、人工神経網、ディープラーニング、意思決定」を検索語として使用

年度別には2010年(212件)、2011年(288件)、2012年(295件)、2013年(371件)までは着実に増加していたが、その後、2014年(367件)、2015年(301件)は小幅下落した。

▲ 応用産業別特許出願の現況

人工知能技術は、ほとんど全ての産業分野に活用可能な代表的な融合技術である。応用産業別に出願内容を見ると、主にコンピューター(64.1%)、通信(9.9%)のようなIT分野に研究開発が集中された。次いで精密機器(6.1%)、医療機器(4.6%)、電気(4.1%)分野で研究開発が行われた。特に、デジタルコンピューティング、経営管理、有線・無線通信、イメージデータ処理等に人工知能技術が活発に利用されている。

一方、化学(0.1%)、食品(0.1%)、衣類(0.1%)、建築(0.1%)分野等、非IT分野においては特許出願が活発化していないことが分かった。

▲ 出願主体別特許出願の現況

多出願順位を見ると、サムスン電子が163件と人工知能に係る特許出願件数で最多を記録した。次いでETRI(129件)、クオルコム(86件)、マイクロソフト(74件)、KAIST(58件)等の順に研究開発が活発に行われることが明らかになった。

出願主体別では、企業が31%、大学26%、外国人25%、個人9%、研究所9%等の順に人工知能関連の特許が出願された。

一方、この10年間海外で出願された人工知能関連特許を見ると、米国では24,054件、日本では4,208件で、これは韓国出願(2,638件)のそれぞれ9.1倍、1.6倍の水準となる。

特許庁のパク・ジェヒョン コンピュータシステム審査課長は「国内の人工知能技術が普及しているわけではないため、特許出願がまだ多くないのは事実だ。しかし、人工知能技術の活用性は無限で、多様な産業分野で研究開発を通じてさらに多くの特許を確保できるよう、高い関心を持つことが重要だ」と述べた。

5-3 韓国の標準特許、世界トップ5入りを達成

韓国特許庁(2016.3.24.)

世界3大標準化機構 (ISO、IEC、ITU)⁶に宣言された韓国の標準特許件数(累積)が初めて、ドイツを抜いて世界5位の座に上り詰めた。

特許庁と韓国知識財産戦略院が集計した資料によると、世界3大標準化機構に宣言された標準特許の全体件数は11,107件から12,099件と前年比8.9%増加しており、このうち韓国の標準特許件数は、482件から782件と62.2%増加して全体増加率の約7倍となった。

2009年頃韓国はまだドイツの半分に及ばず、オランダとはわずかな差で6位⁷だった。しかし、この6年間(2009年~2015年)、フィンランド(590→2,539件、4.3倍)と同様急速に増加し(185→782件、4.2倍)、ドイツとの差を狭めてきた結果、いよいよ5位を達成したのである。

主要国の順位を見ると、米国が1位を維持した中で、フィンランドがノキアのアルカテル(フランス)の買収により日本を抜いて2位に上がり、フランスは前年比322件減少し、4位にとどまった。

企業・機関別では、フィンランドのノキア(2,466件)が最多の標準特許を宣言した。国内企業・機関の中では、サムスン電子(360件)が世界3位で最も高い順位を記録し、ETRIは研究機関の中で唯一世界10位(210件、国内2位)となり、中小・中堅企業の中では26件の標準特許を宣言したヒューマックスが世界66位(国内4位)⁸に上がった。

技術分野別に見ると、これまで世界的にコーディング(3,322件)及びマルチメディア通信(2,984件)分野で最も多くの標準特許が宣言された。韓国は、超伝導体接合、走査型プローブ顕微鏡⁹及び通信セキュリティ分野で世界1位であり、特に超伝導体接合と注射プローブ顕微鏡分野の標準特許は、韓国だけが保有していることが明らかになった。

世界3大標準化機構のほかに産業界に影響力の高い、欧州及び北米地域の電気・電子・

⁶ 国際標準化機構(International Organization for Standardization)、国際電気技術委員会(International Electrotechnical Commission)及び国際電気通信連合(International Telecommunication Union)

⁷ ドイツ400件、韓国185件、オランダ173件

⁸ 国内3位はLG電子(59件、世界42位)

⁹ 尖ったプローブ(Probe)に物体の表面形状を把握(Scanning)して人が見られるようにイメージ化する顕微鏡

通信分野の標準を制定する ETSI 及び IEEE¹⁰においても、韓国企業・機関が活発に標準特許を宣言しているという。

韓国は、世界 3 大標準化機構に ETSI (8,829 件) 及び IEEE (95 件) まで合算する場合、米国 (21,804 件) に次いで世界 2 位まで順位が上がる (9,706 件)。ETSI と IEEE に宣言された標準特許は通常 3 大標準化機構につながる可能性が高く、2017 年までの世界標準特許トップ 4 入り¹¹ 達成への展望はかなり明るいといえる。

ここでは LG 電子が 6,021 件¹² と、ノキア (6,482 件)、クオルコム (6,301 件) に次いで全体の順位が世界 3 位に上がり、サムスン電子は 2,929 件¹³ と、やや下がった世界 7 位となる。

特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「遠い未来の話と感じられた標準特許世界トップ 4 入りへの道筋が見え始めた。これからも関係省庁と協力して中小・中堅企業や大学・公共研究機関の優れた技術が標準特許になるよう支援していく」と述べた。

標準特許の統計は、各種標準化機構の新規標準特許データの更新時点を反映し半期ごとに作成されており、標準特許センターのホームページ (www.epcenter.or.kr) にて提供される。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム (電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます) により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム

¹⁰ 欧州電気通信標準機構 (European Telecommunications Standards Institute)、国際電気電子技術者協会 (Institute of Electrical and Electronics Engineers)

¹¹ 標準特許の戦略的な確保案 (第 9 次知識財産委員会の議決、11 省庁合同、2013. 11)

¹² 3 大標準化機構 59 件、ETSI 5,947 件、IEEE 15 件

¹³ 3 大標準化機構 360 件、ETSI 2,525 件、IEEE 44 件で、世界 7 位